

長崎県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結
することができる契約を定める条例施行規則

平成20年3月25日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成20年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の対象)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる物品を借り入れる契約とする。

- (1) 事務機器及び通信機器
- (2) 車両及び運搬具
- (3) 機械及び装置
- (4) その他広域連合長が特に必要があると認めるもの

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる役務の提供を受ける契約とする。

- (1) 診療報酬請求明細書点検業務
- (2) 電子計算機操作業務
- (3) データ入力業務
- (4) その他広域連合長が特に必要があると認めるもの

(長期継続契約の期間)

第3条 前条第1項に係る長期継続契約を締結する場合における契約の期間は、借り入れる物品の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年

数をいう。)に1.2を乗じて得た年数(その年数に1年未満の端数があるときは、その端数を1年として計算した年数)以内とする。

2 前条第2項に係る長期継続契約を締結する場合における契約の期間は3年以内とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。